

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成25年2月8日)

項 目	ページ
1 (財)鳥取県造林公社の経営改革プラン(最終案)について 【森林・林業総室】	別紙
2 鳥取県の農業農村整備事業の展開方向について 【農地・水保全課】	1
3 土地改良区の組織運営と監督について 【農地・水保全課】	3

農 林 水 産 部

鳥取県の農業農村整備事業の展開方向について

平成25年2月8日
農地・水保全課

1 農林水産省(農村振興局)予算の重点項目

(1) 国土強靱化、競争力強化

生産性の向上等につながる、大区画水田や畑地かんがい施設等の整備に加え、老朽化した農業水利施設の長寿命化や、担い手等への農地集積対策の充実の他、これまでの多様な防災対策関連の補助事業を統合し予算を拡充

(2) 経営所得安定対策等

来年度の「日本型直接支払制度」創設も視野に、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金事業を継続

(3) 再生可能エネルギーの大々的な展開

再生可能エネルギーを活用した、地域の農林漁業の発展につながる構想・計画策定のための調査費を増額

【農村振興局予算の推移 [] は地域整備交付金の農水省全体額】

(単位:億円)

事 項	① H24当初	② H25予算相当額		①:② 対前年	
		H24 補正	H25 概算決定		
1 国土強靱化・競争力強化					
(1) 農業農村整備事業	2,129	4,267	1,640	2,627	2.00
	[1,224]	[2,778]	[1,650]	[1,128]	
(2) 農山漁村地域整備交付金	※ 720	1,635	900	735	2.27
2 経営所得安定対策等					
(1) 中山間地域等直接支払	259	285	—	285	1.10
(2) 農地・水保全管理支払	247	282	—	282	1.14
3 再生可能エネルギーの大々的な展開	7	11	1	10	1.57

※ H24当初の額は、地域自主戦略交付金の返戻額 1,224億円(H24農水省全体)をベースとして、農山漁村地域整備交付金のH25予算相当額(農水省全体)の内、農村振興局が占める割合で割戻した額

2 鳥取県の施策展開方向

(1) 農業生産基盤の整備・改修の推進

生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」を実現するための農業生産基盤の整備を推進すると共に、農業水利施設の老朽化に対応した施設の更新・補修整備を推進する。

- ① 生産性向上や、農地集積等の加速化につながる農業生産基盤を整備
- ② 安定的な農業経営を支えている、老朽化した農業水利施設を整備・改修

(2) 災害に強い農村や農業生産基盤の保全対策

近年の地震・集中豪雨による土地改良施設の被災や、ため池の崩壊など、想定を超える災害の頻発化を受けて、防災・減災対策を推進する。

- ① 農村地域の防災力向上のため、農業水利施設等の総合的防災対策を実施
- ② 「ため池」など農業水利施設等の耐震調査・点検を実施

(3) 地域農林業対策

人口減少や高齢化等により、営農活動の継続が困難となりつつある実態を受けて、農地・農業水利施設等の保全活動を中心とする兼業農家や非農家も交えた地域共同活動を支援する。

- 兼業農家や非農家、若者も交えた地域全体で農業を守る体制づくりを推進

(4) 農業用水路や農業用ダムなどの農業水利施設を利用した小水力発電の推進

- 農村地域において、これまで未利用であった自然エネルギーの有効活用を推進

鳥取県の農業農村整備事業の移行状況

1 補助公共事業

旧事業名	新事業名	継続地区	備考
生産性の向上や担い手への農地集積等の加速化につながる農業生産基盤の整備を推進			
戸別所得補償実施円滑化基盤整備 (旧 畑地帯総合整備事業) 他	(新) 農業競争力強化基盤整備事業 【内容】 ・担い手への農地集積等の加速化等の推進のための農地・農業水利施設の整備	加勢蛇西2期	
		中山2, 3期	
		名和2期	他 新規1地区(要求中)
農業体質強化基盤整備促進事業	(新) 農業基盤整備促進事業 【内容】 ・畦畔除去、暗渠排水等の農地整備 ・老朽施設の更新、用排水機の増設 ・区画拡大、標準的暗渠排水(定額支援)	大井手	・団体営(定率) 鳥取, 琴浦, 湯梨浜, 日野
安定的な農業経営を支える老朽化した農業水利施設等の整備・改修を推進			
	(新) 農業水利施設保全合理化学業 【内容】 ・農業水利施設の補修・更新・パイプライン化による、水利用や管理の効率化・省力化、水利施設の安全向上を図る ・水利用調整、機能保全計画等、計画策定	(要求中) 新規 4地区	
地域用水環境整備事業(H24) 基幹水利施設ストックマネジメント	(拡充) 農山漁村地域整備交付金 【内容】 ・自治体が策定する計画に基づき実施される農業農村整備等の整備事業を実施	大誠	経営体育成
		大井手	農業用水再編
		五千石	ストックマネジメント
農村地域の防災力向上のための農業水利施設等の総合的な対策を推進			
地域自主戦略交付金(防災ダム)	(新) 農村地域防災減災事業 【内容】 ・農村地域の防災力向上対策の実施 ① 防災・減災計画の策定 ② 農業用施設の整備 ③ 減災につながるソフト対策 ○ 事業細目 防災ダム整備/ため池等整備/用排水施設等整備/農地保全整備/特定農業管水路等対策/農業用河川工作物等応急対策/水質保全対策/農業用施設等危機管理対策	天神野	ため池
同上(ため池等整備)		鹿野・今市	ため池
同上(湛水防除)		山上・水根	ため池
同上(農地保全整備)		私都	ため池
同上(農村地域環境保全整備)		上神・寺谷	ため池
同上(地盤沈下対策)		江府	農村災害
同上(地域ため池総合整備)		福部	特定管路
同上(農業用河川工作物応急対策)		他 新規 5地区(要求中)	
同上(土地改良施設耐震対策)			
同上(農村災害対策整備)			
「ため池」など農業水利施設の耐震調査・点検による防災対策の推進			
震災対策農業水利施設整備事業 (H23 創設)	(拡充) 震災対策農業水利施設整備事業 【内容】 ・農業水利施設等の耐震性点検等の実施 ・耐震化対策の実施、緊急放流施設等整備	(要求中) 新規 1地区	
農業用水路や農業用ダムなどの農業水利施設を利用した小水力発電の推進			
地域用水環境整備事業(H24)【再掲】 基幹水利施設ストックマネジメント	(拡充) 農山漁村地域整備交付金【再掲】 【内容】 ・自治体が策定する計画に基づき実施される農業農村整備等の整備事業を実施	下蚊屋	地域用水
		船上山	地域用水
		南谷	地域用水

2 単県公共事業

事業名	地区名	備考
しっかり守る農林基盤交付金	鳥取県	

3 非公共事業

旧事業名	新事業名	地区名	備考
農地・水保全管理支払交付金 中山間地域等直接支払制度	※ H26年度から法制化を検討 日本型直接支払制度		

土地改良区の組織運営と監督について

(平成25年1月21日常任委員会報告「米川土地改良区に係る補助金返還等について」補足資料)

平成25年2月8日

農地・水保全課

1 土地改良区の法的性格について

土地改良区は、土地改良法に根拠のある公益を目的とする法人であり、土地改良事業の実施及び土地改良施設の維持管理を行う団体である。その運営は、総会（総代会）に重要な権限を与えられて、自主的に行われており、独立した組織である。

2 土地改良区の組織運営と管理について

(1) 県の認可が必要な事項

- ア 設立の認可（土地改良法（以下、「法」という。）第10条第1項）
- イ 定款の変更の認可（法第30条第2項）
- ウ 土地改良施設の管理規程の認可（法第57条の2）
- エ 土地改良事業計画の策定・変更・廃止の認可（法第48条第1項）
- オ 換地計画の認可等（法第52条第1項、法第53条の4第1項）
- カ 解散の認可（法第67条第2項）及び合併の認可（法第72条第2項）

(2) 県の認可が不必要な事項

- ア 規約及び諸規程の策定・変更・廃止
 - ・規約（法第17条）
 - ・会計細則、監査細則
 - ・役員報酬規程、就業規則、職員給与規程、退職給与規程
- イ 予算・決算の承認、契約の締結

3 監督権限（いずれも農林水産大臣又は県知事）

(1) 報告徴収又は検査の実施（法第132条第1項）

監督の主体は、「農林水産大臣又は都道府県知事」となっており、国と県の両方が監督権限を持っているが、これまでは、国からの協議（※）を受け、国営事業を実施している土地改良区に関しては国が検査を行ってきた。

今回の米川土地改良区の事態に鑑み、米川土地改良区に対しては、県としても国と歩調を合わせて検査・指導を行っている。

※ 米川土地改良区に関しては、直近では、平成21年4月27日付け中国四国農政局長文書（21中計第81号(管)）による。

【法第132条第1項】

農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

(2) 法令等違反に係る改善命令（法第134条第1項）

(3) 改善命令違反に係る役員の変更命令又は解任（法第134条第2項・第3項）

(4) 解散命令（法第135条）

4 今後の対応

(1) これまで国が検査を行ってきた、米川土地改良区以外の土地改良区についても、国と県が歩調を合わせて検査・指導を行うことを検討したい。

(2) 米川土地改良区の事態を受け、県が行っている会計経理を重点とした検査について、今年9月までに県内の全土地改良区に対して実施する予定。

参考資料

- 1 米川土地改良区にかかる補助金返還等について（平成25年1月21日提出の常任委員会資料）
- 2 米川土地改良区の特別検査結果に対する再報告等について（平成24年9月19日提出の常任委員会資料）

米川土地改良区にかかる補助金返還等について

平成25年1月21日
農地・水保全課

米川土地改良区は、不適正な会計処理による不明金があることが判明し、国及び県の特別検査を受けて、内部牽制機能の強化などの改善に取り組まれているところである。

このうち、補助金の返還に関する補正予算及び役員の補填割合等について、1月10日に開催された臨時総代会において承認され、3月末までに補助金を返還することが決定された。

また、新役員についても臨時総代会で信任され、今後は新体制で土地改良区の健全化に向けて取り組まれることとなる。

1 改善の状況

項目	改善の取組方針及びその時期
責任の所在	<ul style="list-style-type: none"> ・全役員が役員手当を返納 ・不明金について役員の改良区への補填割合を決定 ・補助金を3月末までに返還することを決定
組合員への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・7月30日、1月10日開催の臨時総代会で説明
法令遵守体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守担当役員を新設（1名） ・年間研修計画に基づき研修を実施中
内部牽制機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、規約、処務規程、監査細則、会計細則を改正済 ・パソコンによる会計処理を7月から実施中
補助金の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金台帳等の整備を完了済

2 新体制への移行

1月10日開催の臨時総代会で役員が信任され、新体制に移行した。

①総代（60名）は12月に選出済み。

任期：平成24年12月23日～平成28年12月22日

②役員（理事15名、監事3名）は、臨時総代会において信任済み。

任期：平成25年1月21日～平成29年1月20日

③第1回役員会（1月21日開催予定）

正副理事長、総括監事のほか、総務委員会、事業委員会、中海干拓特別委員会のメンバー選出

3 補助金の返還

(1) 返還額 55,147千円

・返還額の内訳

返還命令分（H17～22年度分） 35,143千円
自主返還分（H12～16年度分） 20,004千円

・国、県、市の内訳

国（1/2） 27,573千円
県（1/4） 13,787千円
米子・境港市（1/4） 13,787千円

・返還の財源

不明金部分（役員からの損害補填金を充当） 27,829千円
不適正な支出分（改良区の各種積立金を充当） 27,318千円

(2) 今後の対応 県、米子・境港両市は2月議会に補正予算案を上程し、平成25年3月末までに国に補助金を返還する。

（土地改良区⇒両市⇒県⇒国というルートで返還）

米川土地改良区の特別検査結果に対する再報告等について

平成24年9月19日
農地・水保全課

米川土地改良区から平成24年6月22日付けで報告された特別検査結果に対する改善措置方針等の内容が不十分だったことから、国と足並みを揃え7月27日付けで再報告を求めたところ、下記のとおり8月27日付けで報告があり、概ね改善されているものと認められた。

また、今回の不祥事を受け、県内の財政規模の大きな土地改良区に対して特別検査を実施したところ、不明金等の重大な不適正事項はなかったが、社会保険料等で土地改良区負担額の算定誤りがあるなど改善を要する事項が見受けられた。

1 米川土地改良区の特別検査結果に対する再報告

(1) 再報告を求める通知の内容

改善措置方針等の一部は既に履行されているものの、改善時期が不明確な事項や履行されていない事項があるため、今後の改善の取組方針とその時期の明確化を求めた。

(2) 米川土地改良区からの報告内容

項 目	改善の取組方針及びその時期
責任の所在	<ul style="list-style-type: none"> 7月30日に全役員の役員手当の返納が完了 不明金について役員の改良区への補填割合を理事会で協議中 補助金返還については、国、県、市の命令を受けてから、速やかに対応
組合員への事実関係の説明	7月30日開催の臨時総代会で説明（59名中42名参加）
法令遵守体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守担当役員を新設することを臨時総代会で議決し、人選済（1名） 年間研修計画の作成を完了
内部牽制機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 定款、規約、処務規程、監査細則、会計細則の改正を臨時総代会で議決し、改正済（定款変更については知事認可済） パソコンによる会計処理を7月から実施
補助金の適正執行	補助金台帳等の整備を完了

(3) 今後の対応

今回の報告で完了していない不明金の補填、組合員に対する説明等については、四半期ごとに報告を求めることとしている。（次回報告期限は12月10日）

2 県内土地改良区（95土地改良区）の指導強化

(1) 特別検査の実施状況

ア 検査件数 24土地改良区（東部4、中部16、西部4）

※全ての会計及び積立金の決算額の合計が5千万円以上の改良区

イ 検査期間 平成24年5月29日～平成24年8月31日

ウ 検査項目 ・預貯金及び現金と会計帳簿との照合・検算

・会計経理事務…手持現金の処理、収入支出に係る各種帳票の照合・検算、
収支外現金の処理、会計間・積立金の運用

・内部牽制体制…理事の監督機能、監事の監査機能、会計経理の事務処理体制

エ 検査結果の概要

不明金等の重大な不適正事項はなかったが、次のような改善を要する事項が見受けられた。

- ・社会保険料等について、土地改良区負担額の算定誤りがあった。（3土地改良区）
- ・理事、監事の点検、確認が不十分であった。（13土地改良区）
- ・預金通帳と公印の管理者が同じである。（3土地改良区）

(2) 今後の指導について

今回の特別検査結果の改善を要する事項について、該当土地改良区に対して改善指導を行うとともに、残りの土地改良区についても今年の秋から来年度中に検査を実施する予定である。

また、土地改良区の内部牽制の強化や適正な会計経理の実施に向けて、県土地改良事業団体連合会と協力して役職員を対象にした研修を実施する。

- ・今後の検査予定 平成24年度：31土地改良区、平成25年度：40土地改良区
- ・今後の研修予定 平成24年10月、11月、平成25年1月